

岩手県教育委員会告示第4号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定により、技能教育のための施設の連携科目等について、次のとおり指定し、及び指定を解除した。

平成25年4月26日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

1 技能教育のための施設の名称及び所在地

(1) 名称 北日本高等専修学校

(2) 所在地 紫波郡矢巾町北矢幅第1地割9番地3

2 指定した連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス実務	ビジネス実務
課題研究（商業）	課題研究（商業）

3 指定を解除した連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
英語実務	英語実務
会計	会計

4 指定及び解除の年月日 平成25年4月1日